

# 中央税務会計ニュース

編集発行人 税理士 中 島 由 雅

事務所 〒338-0012

埼玉県さいたま市中央区大戸6丁目30番1号

TEL 048-855-4466(代表)

FAX 048-855-2288



## ◆令和7年分の年末調整について◆

12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させて良い新年を迎えましょう。

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(毎月)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をするることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ(税額(年税額)と一致しないのが通常です)。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年の中途中で給与の額に変動があること、②年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正

することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされています。このように不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、1の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外に所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先での年末調整によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がない

こととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

### ■昨年からの主な変更点

#### ①基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

◆合計所得金額132万円以下

：95万円(改正前48万円)

◆合計所得金額132万円超336万円以下

：88万円(改正前48万円)

◆合計所得金額336万円超489万円以下

：68万円(改正前48万円)

◆合計所得金額489万円超655万円以下

：63万円(改正前48万円)

◆合計所得金額655万円超2350万円以下

：58万円(改正前48万円)

※合計所得金額655万円以下の控除額は、改正後の基礎控除額58万円に、それぞれ5万円、10万円、30万円、37万円を加算した金額。令和7・8年の暫定的措置で、令和9年分以後は一律58万円の控除額に戻る予定(ただし、132万円以下の95万円控除は据え置き)。

#### ②給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

#### ③特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(大学生年代の子等)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいい、その親族の合計所得金額に応じて段階的な控除が受けられることになりました。

#### ④扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

### ■留意点

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。したがって、令和7年11月までは従来通りの源泉徴収を行うことになります。

# 法律



## 「下請法」から「取適法」へ 主な改正ポイント

—2026年1月1日施行

2026年1月1日から「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)が、「中小受託取引適正化法」(取適法・とりてきほう)へと改正・施行されます。法改正により、名称変更だけでなく、適用対象となる取引内容や事業者の範囲が広がります。そこで今号では、「取適法」の概要と主な改正ポイントを取り上げます。

### ●「取適法」の主な改正ポイント●

#### ◇協議に応じない一方的な代金決定の禁止◇

→積極的に協議を求めることで、より実質的な価格協議を実現

#### ◇手形払い等の禁止◇

→支払期日に代金満額相当の現金の受取が可能

#### ◇振込手数料の負担禁止

→代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に

本改正は、発注者と受注者の対等な関係を前提に、価格転嫁や取引の適正化を進めることを目的としています。

本来、発注者と受注者は対等な関係ですが「下請け」という用語には上下関係など、対等な関係ではないような印象を与えます。こうした背景から「下請法」が「取適法」(中小受託取引適正化法・とりてきほう)に名称が変更されることになりました。

また、これに伴って、これまで法律での「下請事業者」は「中小受託事業者」、「親事業者」は「委託事業者」という用語に変更されます。

この改正により、規制内容の追加や規制対象の拡大も行われます。主

な改正内容は以下のとおりです。

#### ■協議に応じない一方的な代金決定の禁止■

中小受託事業者から「原材料価格が上がったので価格を見直したい」という申し入れがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わないなどの一方的な代金決定が禁止されます。

今後は、価格協議の要望があれば、きちんと応じることが義務づけられます。

#### ■手形払い等の禁止■

手形とは、将来の期日に特定の金額を支払うことを約束した有価証券で、「現金がなくても支払いができる」という利便性があります。その一方で、支払いを先延ばしにする効果を持つ手形払いは、中小受託事業者に資金繰りの負担を押し付け、その管理コスト面でも大きな負担がかかっています。こうした背景から、手形払いが禁止されることになりました。

さらに、金銭及び手形以外の支払い手段として使われている「電子記録債権」などについても、支払い期日(受領日から60日以内)までに代金の全額を受け取れない場合は違反となります。

#### ■適用対象の拡大■

これまで下請法の適用対象となるかどうかは、「取引当事者の資本金」を基準として判断されていましたが、今回の改正によって新たな基準に「従業員数」が加わりました。これにより、資本金が少なく適用外だった発注者でも、従業員数が一定以上であれば取適法の適用対象になります。また、取引内容に関する適用範囲も広がります。これまでは「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」の4種類が対象でしたが、新たに「特定運送委託」が追加されました。

「特定運送委託」とは、自社の事業のために行う物品の運送を他の事業者へ委託する取引のことです。今回の改正により商品の製造や販売に関連して、「自社の製品を運ぶ行為を他の事業者へ委託すること」も取適法の適用対象になります。

#### ■振込手数料の負担禁止■

これまでは合意を得ずに振込手数料を下請け側に負担させた場合は、違法な減額に該当しましたが、これを合意の有無にかかわらず、「発注事業者が一律で負担する」という明確なルールが定められました。

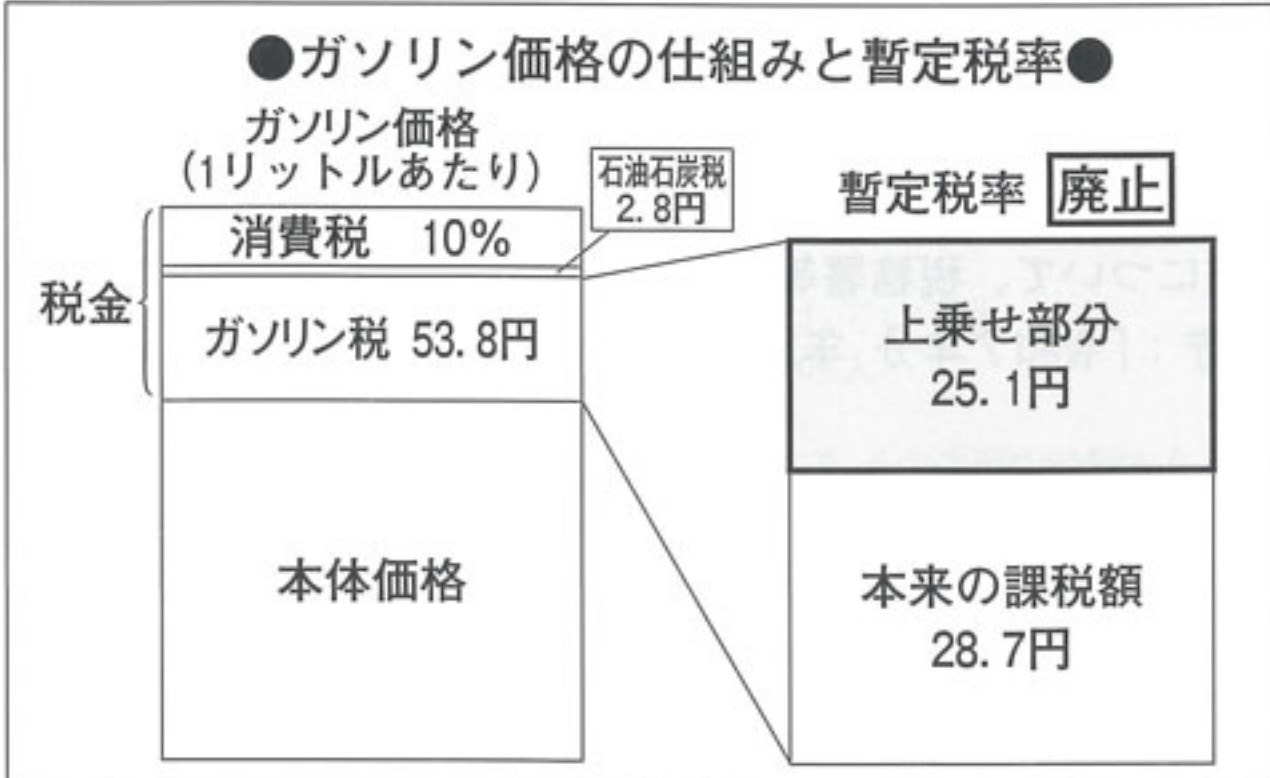


## ガソリン暫定税率

### 12月31日に廃止へ

■1リットル当たり25・1円■

ガソリン税に上乗せされている暫定税率が12月31日に廃止されること  
が決定しました。与野党が暫定税率の廃止で正式合意しました。廃止ま  
では補助金を段階的に増額して価格を徐々に引き下げます。また、軽油  
引取税の暫定税率も2026年4月1日に廃止されます。今号では、ガ  
ソリン税の暫定税率の廃止について取り上げます。



合意文書によると、ガソリン税の  
暫定税率（1リットルあたり25・1  
円）を12月31日に廃止するとしてい  
ます。暫定税率の廃止までの間は段  
階的に補助金の額を増やし、廃止す  
るのと同じ水準までガソリン価格を  
引き下げます。軽油引取税の暫定税  
率（同17・1円）も2026年4月  
1日に廃止します。

ガソリン税は、国税である「揮発  
油税」と地方税である「地方揮発油  
税」の2つから構成されています。  
本則税率は合計で1リットルあたり  
28・7円（揮発油税24・3円、地方  
揮発油税4・4円）ですが、これに  
暫定税率25・1円が上乗せされ、実  
際には合計53・8円がガソリン価格  
に含まれています。

ガソリン税はもとより道路整備の

ための特定財源で、1974年に道  
路整備のための財源不足などを理由  
に、税率の上乗せが始まりました。  
当時、この上乗せはあくまで「暫  
定措置」とされ、上乗せ分も含めた  
税率は「暫定税率」と呼ばれていま  
したが、道路財源の確保を理由に上  
乗せはその後続きました。

2009年には、ガソリン税など  
道路整備のための特定財源とされて  
いた税収が一般財源化されました  
が、財政事情などを理由に現在まで  
維持されています。

#### ■廃止までの流れ■

今回、合意した内容では、この53・  
8円のうち、本来の課税額に上乗せ  
された1リットルあたり25・1円が  
12月31日に廃止されることになりま  
す。同時に1リットルあたり10円分  
の補助金が廃止されるため、実質的  
には15・1円の減額措置となります。

軽油引取税も同様の仕組みになっ  
ていて、1リットルあたり32・1円  
（本則税率15円、暫定税率17・1円）  
のうち、本来の課税額に上乗せされ  
た17・1円が2026年4月1日に  
廃止されることになります。

ガソリン価格が急激に下がると、  
その前に買い控えが起きたり、価格  
が下がった後に利用者の殺到を招い  
たりして、流通現場が混乱するおそ

れがあることなどから、廃止までの移  
行措置として、段階的に補助金を増  
額して、価格を徐々に引き下げる措  
置を実施します。

具体的には、ガソリン1リットル  
あたり10円の補助金を、11月13日か  
ら15円に、11月27日から20円にと段  
階的に増やし、12月11日に暫定税率  
と同じ25・1円にします。12月31日  
に廃止し、補助金をなくします。軽  
油引取税の補助金は2段階で引き上  
げます。

資源エネルギー庁によると、10月  
末時点の全国のレギュラーガソリン  
平均価格（1リットルあたり）は1  
73・5円（補助金10円を含む）。暫  
定税率の廃止で価格は現在より15・  
1円ほど安くなる見通しです。

#### ■減収の財源確保は先送り■

暫定税率の廃止に伴い、ガソリン  
で年1兆円、軽油で5000億円の  
計1・5兆円の税収減が見込まれて  
いますが、代替財源についての結論  
は先送りされました。

政府は穴埋めに安易に国債を発行  
せず、税外収入などの一時財源を確  
保して対応する方針です。一方、道  
路関連のインフラ整備のために安定  
財源を確保する具体策を検討し、今  
後1年程度をめどに結論を得るとし  
ています。



# 12月の税務・所長コラム

令和7年  
12月

(4)

## — 12月の税務 —

### ●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

### ●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
提出先・・・給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

### ●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

### ●翌年1月5日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉

- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

### ●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

【所長コラム】 一気に寒くなって冬到来です。インフルエンザも流行していきるので体調にお気をつけください。さて、11月を振り返ると私自身、年末調整関連のことが多かったです。北海道・山口県・群馬県・千葉県・福岡県・島根県・埼玉県と沢山の場所でお話ししました。年末調整のポイントは従業員の周知とコミュニケーションです。今年は「年収の壁」といわれている所得税103万の壁が160万に変わりました。また、扶養も変わりました。103万から123万（所得では58万）となりました。また、19～22歳のお子さん等扶養も103万から150万（最大188万）に大幅に変わりました。扶養範囲が変わり早めの説明や従業員のお子さん等の年収確認が必要になりますのでご注意ください（中島）

各情報  
発信中！



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士 柴田 健次

副所長 税理士 平田 保

副所長 税理士 中村 和夫

副所長 税理士 江村 一郎

副所長 税理士 小嶋 正幸

副所長 税理士 工藤 重孝

副所長 税理士 武藤 賢一

副所長 税理士 伊藤 政則

副所長 税理士 篠原 恒夫

副所長 税理士 平澤 悟

副所長 税理士 高山 慶一

副所長 医療担当 加藤 登

副所長 医療担当 岡 伸夫

副所長 金融担当 穂積 一秀

副所長 金融担当 小澤 善昭

副所長 金融担当 片平 啓二

副所長 金融担当 岩切 陽一郎

副所長 総務担当 重信 浩一

副所長 中小企業診断士 平林 領

顧問 公認会計士 古屋 卓己

顧問 税理士 三浦 賢二

顧問 金融担当 斎藤 健

顧問 医療担当 清水 大輔

顧問 農学博士 中島 宏